

【 第45号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 】

放課後児童支援員の認定に必要な資格研修を行う者について、中核市の長を追加します。

問 資格研修の機会拡大が目的だが、研修量が増えるのではなく、身近なところで研修を受けられることができるようになるのか。

答 今回の改正で、中核市が研修を実施できることとなる。現実には、その住民が当市の学童保育所にお勤めいただくことが、想定される。